

～従業員が能力を存分に発揮できる企業を目指して～

## 職業能力開発推進者には、専門的な知識・技術をもつ キャリアコンサルタント等から選任しましょう！

「職業能力開発促進法」第11条、第12条において、事業主は、雇用する労働者の職業能力の開発・向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、「事業内職業能力開発計画」を作成するとともに、その実施に関する業務を行う「職業能力開発推進者」を選任するよう努めることと規定されています。

また、平成30年7月の職業能力開発促進法施行規則等の改正によって、職業能力開発推進者を「**キャリアコンサルタント等の職業能力開発推進者の業務を担当するための必要な能力を有する者**」から選任するものと規定されました（施行期日：平成31年4月1日）。



### 職業能力開発推進者とは

職業能力開発推進者は、**従業員の職業能力開発**を計画的に企画・実行するために、その取組を**社内で積極的に推進するキーパーソン**です。



＜職業能力開発推進者の役割＞

- 事業所単位の職業能力開発計画の作成・実施
- 企業内外の職業訓練を受け、又職業能力検定を受ける労働者に対する相談・指導
- 雇用型訓練を受ける労働者に対する相談・指導
- 労働者へのキャリアコンサルティング
- 労働者が職業能力開発を受けるための労務管理上の配慮に係る相談・指導

★**人材開発支援助成金（特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース）**の利用にあたっては、**職業能力開発推進者の選任が要件**となっています。

### キャリアコンサルタント（国家資格）とは

キャリアコンサルタントは、**キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言を行う専門家**で、職業能力開発推進者の業務に関する知識・技能を備えています。

＜キャリアコンサルタント養成に当たって習得している内容＞

- 職業能力開発に関する知識（学習方法やその成果の評価方法、訓練体系など）
- 労働者に対するキャリアコンサルティング（従業員に対する動機づけ等）
- 従業員の各ライフステージ（若手・子育て世代・中堅・シニア層）における支援
- 企業における雇用管理や人事労務制度等に関する知識
- 企業内のキャリア形成支援制度の整備とその円滑な実施方法



厚生労働省ホームページもご覧ください。

キャリアコンサルタント 厚生労働省

検索



あしたを拓く人を創る  
厚生労働省 人材開発統括官